

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A事業所に勤務し、B共済組合（現在は、C共済組合）の組合員であったことが認められることから、申立人のB共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和40年11月16日に、資格喪失日に係る記録を42年2月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万4,714円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月16日から42年2月1日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和40年4月にA事業所のD職場に試用員として採用され、同年10月1日にE職場に配属される際に正職員となった。その後、41年9月30日にE職場の閉鎖によりD職場に転勤し、42年1月31日に退職するまで勤務した。

保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び同級生である同僚を含む複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に準職員として勤務していたことが認められる。

また、C共済組合に照会したところ、「昭和40年10月1日に準職員という制度が導入され、同年11月16日から準職員はB共済組合員となった。」との回答を得ている上、申立期間において前述の同僚は全て同組合員であったことから判断すると、申立人が申立期間において同組合の組合員であったことが認められる。

さらに、B共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定によ

り厚生年金保険の被保険者であった期間にみなされるから、申立人のB共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和40年11月16日に、資格喪失日に係る記録を42年2月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に採用された者の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、10万4,714円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年5月1日から同年8月3日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月1日から37年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月1日から同年8月3日まで
② 昭和36年10月1日から37年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間①の加入記録が無い旨の回答を受け、申立期間②の標準報酬月額が前後の期間よりも低いことが判明した。

申立期間①については、昭和23年4月から実習をし、入社試験を受けて同年5月1日から正社員として採用された。

また、申立期間②については、年金事務所の記録では、標準報酬月額が前後の期間より8,000円低くなっているが、当時給料は上がり続けており、下がったという記憶は無い。

保険料控除の証明となる資料は無いが、当時の辞令も保管しているので、申立期間①の厚生年金保険被保険者期間及び申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社（現在は、B社）C工場の辞令及び複数の同僚等の供述から、申立人が申立期間において同社C工場に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と同日（昭和23年8月3日）に資格取得した被保険者は12

人おり、そのうち生存及び所在が判明した6人に照会したところ、4人が当該資格取得日より前に入社していたと回答しているほか、申立人と資格取得日が異なる同僚5人のうち4人が、正社員として採用されたとする日付と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていると供述していることから、申立期間において、同社C工場は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

また、B社は、「現存する資料が無いため不明。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、D社（現在は、B社）E工場に係る標準報酬月額が、昭和36年10月1日に3万6,000円から2万8,000円に減額されており、減額されていないことを証明する給与明細書等はないものの、給与が減額されたことは無いと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間においてD社E工場で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者61人のうち39人について、申立人と同じ昭和36年10月1日に標準報酬月額が減額された記録が確認でき、このうち2等級以上の減額が記録された複数の者は、いずれも、「当時は、仕事が忙しく、残業手当も多かった。標準報酬月額が増減しているのはそのためではないかと思う。」と供述している。

また、申立期間について、申立人が保管する昇給辞令の給与支給額とオンライン記録の標準報酬月額を比較すると、昭和35年4月1日付けの給与月額（基本給及び職能給の合計額）が1万6,800円であるのに対し、同年8月1日に改定された標準報酬月額は3万6,000円、36年4月1日付けの給与月額が2万800円であるのに対し、同年10月1日に改定された標準報酬月額は2万8,000円となっていることが確認できることから、当該標準報酬月額は、残業手当等の固定給以外の給与の変動により増減していることがうかがえる。

さらに、B社から「現存する資料が無いため不明。」との回答を得ている上、D社E工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 8 日から 59 年 12 月 23 日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を得た。

A社には昭和 56 年から 5 年間、毎年 4 月又は 5 月から 12 月まで B 職として勤務したが、最後の年しか厚生年金保険に加入していないのはおかしい。

保険料を控除されていた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年から A 社に勤務していたと述べているところ、雇用保険の記録によると、同年 4 月 8 日から同年 12 月 24 日までの期間、57 年 4 月 1 日から同年 12 月 20 日までの期間、58 年 5 月 2 日から同年 12 月 20 日までの期間、59 年 4 月 18 日から同年 12 月 23 日までの期間及び 60 年 5 月 7 日から同年 12 月 22 日までの期間について被保険者記録が有ることから、申立人が申立てどおり、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和 60 年 5 月 7 日から同年 12 月 23 日までの期間のみとなっているため、同社において 52 年及び 60 年から平成 3 年までの夏季期間には被保険者記録が有る一方で、申立期間においては被保険者記録が無い者に照会したところ、「厚生年金保険の未加入期間においても勤務していたが、この期間は従業員の希望により、健康保険は保険料負担の少ない日雇健康保険に加入し、その間は国民年金に加入していた。」と回答している。

また、A社に照会したところ、「季節雇用者にはC職とD職の職種があり、本人の希望で、D職は社会保険に加入し、C職は加入しなかったと思われる。」との回答を得た上、提出された申立期間の一部の月額労賃計算表によると、D職は社会保険料が控除されているものの、それ以外の者については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が有る季節雇用の複数の被保険者へ照会したところ、「私はD職であった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。